

令和2年度研修旅行の実施（新型コロナウイルス感染症対策）に係るガイドライン

令和2年12月23日

福井工業高等専門学校

1. はじめに

本校では、施設を見学して工業技術の一端を実際に見聞し、技術者としての自覚と素養を養うことを目的とする「研修旅行」を、第3学年の学生に対して実施しているが、この行事は高専5年間で特に重要なものとして位置付けている。

令和2年度の研修旅行の実施については、今般の新型コロナウイルス感染症への対応に関して、より適切な対応策が必要と考え、ここに本ガイドラインを作成する。

2. 基本的な考え方

- (1) 本ガイドラインの目的は、出発前に研修旅行の中止を判断する場合や、旅行先で学生・教職員が陽性となった場合など、想定し得る様々な場面への対応を考慮しておくとともに、旅行事業者等との調整や保護者への周知を十分に行う必要があることから、あらかじめ周知すべき事項を定めておくことにある。
- (2) すでに詳細な計画を立てている場合においても、本ガイドラインに示す内容等を踏まえ、必要がある場合には、旅行先の変更や行程・日程の見直し等を検討することがある。
- (3) 感染防止対策については、本ガイドラインに定めていない事項についても、滞在先のガイドラインに従った可能な限りの感染防止対策を求められることがある。

3. 研修旅行の実施可否の判断に係る留意事項

(1) 実施日の21日前まで（～2/22）

キャンセル料が企画料金の中の概ね21日前をめぐり、下記のア～エのすべてを満たすことを確認し、実施の可否を判断すること。

- ア) 福井県及び旅行先（工場見学先を除くすべての滞在先）のいずれかの感染状況が、直近7日間で人口10万人当たり25人以上（政府分科会指標ステージIV（感染者の爆発的急増段階）以上）の地域ではないこと
- イ) 新型インフルエンザ等対策特別措置法により政府または福井県及び旅行先（すべての滞在先）の自治体から都道府県をまたぐ移動自粛が要請されていないこと。また、それらに準ずるような呼びかけがなされていないこと。
- ウ) 学生や保護者へ、詳細の計画等について十分に説明をしたうえで、学生の保護者全員から参加承諾書をとっていること
- エ) 下記「6 感染防止対策等」が講じられていること

(2) 実施日の20日前～出発時（2/23～3/15 出発時）

- ① (1) のア、イが維持されていることを確認すること。
- ② 学生及び教職員に感染者が発生し、出発日が保健機関の指示による休校中である場合は、実施の可否について改めて判断すること
- ③ 参加及び引率については、出発時において以下の者とする事。
 - ア)「新型コロナウイルスの感染者」「濃厚接触者」「PCR 検査及び抗原検査（以後、「PCR 検査等」とする。）受検待ち及び結果待ち」で、保健機関から出発時に自宅待機を要請されていない者
 - イ)「発熱または風邪症状」がない者

(3) 出発後 (3/15～)

- ① 下記「6 感染防止対策等」を実施すること。
- ② 学生・教職員が陽性者及び濃厚接触者と特定された場合、現地の保健機関と協議のうえ、適切に対応すること。また、帰校後は県内の保健機関と連絡を取り適切に対応すること。

4. 経費等

- (1) 実施日の 21 日前を基にやむを得ず学校が中止を判断した場合には、必要となるキャンセル料は全額を学校が負担する。
- (2) 実施日の 20 日前～出発時においてやむを得ず学校が中止を判断した場合のキャンセル料は、学校が負担可能な額（1 人当たり上限 3,000 円）を超えるキャンセル料については、保護者負担とする。
- (3) 本人が前日時点で「新型コロナウイルスの感染者」「濃厚接触者」「PCR 検査等受検待ち及び結果待ち」及び「発熱または風邪症状」によりキャンセル料が発生する場合は、保護者負担とする。
- (4) 政府及び地方自治体が都道府県をまたぐ移動自粛を要請して、補償金が発生する場合には、補償内容を吟味し、積極的に活用する。
- (5) 観光庁が実施する「Go To トラベル」事業の活用については、旅行事業者と協議を行うこと。特に、キャンセルとなった場合は、割引となる金額の支払いを求められる可能性があることに留意すること。

5. 学生に新型コロナウイルス感染者が確認されたとき等の対応の目安

時期	学生の状況	参加の可否等	研修旅行の実施・継続
前日	PCR 検査等受検待ち及び結果待ち	不可	実施
	濃厚接触者と特定	不可	
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	感染者と特定	不可	保健機関の指導に基づき判断
	他学年の学生が感染者と特定	－	
出発時	発熱・風邪症状	不可	実施
	同居者が濃厚接触者と特定	可	
	他学年の学生が感染者と特定	－	保健機関の指導に基づき判断
出発後	発熱・風邪症状	離団・帰宅	実施
	濃厚接触者と特定		
	PCR 検査等受検が必要		
	同居者が濃厚接触者と特定	可	中止
	感染者と特定	離団（入院）	
	他学年の学生が感染者と特定	－	

6. 感染防止対策等

「福井高専新型コロナウイルス感染症対応方針」や「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）」（2020年9月1日 一般社団法人日本旅行業協会）の記載内容に留意するとともに、以下の具体的な感染症防止対策にも留意すること。

- （1）旅行中の行程については、ゆとりをもって行動できるよう企画すること。
- （2）旅行実施前は、家庭とも連携を図りながら、毎日の健康観察フォームにての報告を促し、特に実施2週間前からは、感染拡大地域等、感染のリスクが高い県外への不要不急の移動を自粛するように、また、発熱等あった場合は必ず医療機関を受診し、必要に応じてPCR検査を受診するよう指導すること。
- （3）旅行中も朝・夕の検温を実施するなど、健康観察を十分に行い、体調不良の学生へ適切に対応すること。
- （4）帰校後2週間についても、毎日の健康観察フォームにての報告を促し、必要に応じて医療機関を受診するように指導すること。
- （5）「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けるよう、できるだけ一部屋あたりの人数を少なくすること。また、各部屋においても、定期的に換気を行うよう指導すること。

- (6) 食事、入浴、就寝時以外の適切なマスクの着用や手洗いを徹底すること。
- (7) 食事については、滞在先や宿泊先の指示を順守するよう指導すること。特に指示がない場合は、① 食事前後の手洗いを徹底する ② 食堂内を十分に換気する ③ 「一定の間隔をあける」「対面を避ける」など、配席の工夫を行い、食堂内の利用人数を制限する ④ ビュッフェスタイルではなく1人ずつのセットメニューとする等の感染予防対策を講じること。また、食事中の会話を慎むよう指導すること。
- (8) 浴場については、宿泊先の指示を順守するよう指導すること。特に指示がない場合は、換気を十分に行い、同時に入浴する人数や時間を制限しながら利用させること。
- (9) 現地での見学及び活動については、活動内容を精選するなど、感染防止のための工夫をすること。
- (10) 移動について、公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話を慎む」等の指導を行うとともに、特にバスを利用する場合は可能な限り十分な換気を行うこと。
- (11) 大規模なテーマパーク（目安として、年間1000万人以上が入場）等、人混みが予想される施設については、利用を控えること。
- (12) 実施2週間前から帰校後2週間までは、行動記録をとること。特に、研修旅行中は必ず行動記録を取るよう指導すること。

7. 研修旅行期間中の新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

- (1) 参加学生に「風邪症状」「発熱」が発生した場合
 - ア) 別室待機をさせるとともに、滞在先の保健機関へ相談し、指示を仰ぐこと。
 - イ) 症状が続く場合は、保護者へ連絡のうえ、保護者または親族に迎えに来てもらうように連絡すること。
- (2) 参加学生に「濃厚接触者」または「PCR検査等受検が必要」な学生が発生した場合
 - ア) 「濃厚接触者」と連絡を受けた保健機関の指示を仰ぎ、別室待機をさせること。
 - イ) 保護者へ連絡のうえ、保護者または親族に迎えに来てもらうように連絡すること。
なお、その際には、原則公共交通機関が利用できないことに留意すること。
 - ウ) 保護者と連絡が取れない場合、または迎えに行くことができない場合などは、PCR検査等で陰性と判定されるまで、別室待機が継続される可能性がある。その場合に係る費用は、保護者負担となる。
- (3) 参加学生の同居者が濃厚接触者と特定された場合
 - ア) ただちに離団や別室待機をさせるものではない。
 - イ) 同居者が濃厚接触者から感染者と判断され、参加学生が濃厚接触者に特定された場合には、上記(2)のとおりに対応する。
- (4) 参加学生が感染者と特定された場合
 - ア) 「感染者」と連絡を受けた保健機関の指示を仰ぐこと。

イ)「感染者」と連絡を受けた時点で、当該クラスの研修旅行は中止とする。

(5) その他

ア) いずれの場合においても、学校と密に連絡を取り合うこと。

イ) 別室待機となった学生がいる場合には、引率教員のうち1名は、保護者が迎えに来るまで付き添うこと。

8. その他

(1) 研修旅行は学校行事のため、出席日数としてカウントする。

(2) 当日欠席した学生には、例年の場合、研修旅行当日は授業日のため、学校に登校し、補講や課題の提出を実施していたが、今年度の場合、授業日ではないため、学校への登校及び補講や課題の提出を実施しない。

9. 参考

(1) 福井県ホームページ：新型コロナウイルス感染症 感染者数の状況

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona_d/fil/zenkoku.pdf

(2) 旅行関連業に係る新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き 2020年9月1日（一般社団法人日本旅行業協会）

(3) 福井高専新型コロナウイルス感染症対応方針 2020.11.24 改定